

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年3月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇、〇〇及び〇〇について、（1）平成29年1月1日以降のじん肺法（昭和35年法律第30号）第8条の定期健康診断の実施日が分かる資料、（2）じん肺法施行規則（昭和35年労働省令6号）第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和4年2月末日までに徳島県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の表面及び（3）じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和4年2月末日までにじん肺法上の労働基準監督機関（徳島労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の表面の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年3月25日、実施機関は、（1）について「じん肺（エックス線による検査）健康診断」のうち、条例第8条第1号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、（2）についてじん肺法施行規則第37条第1項に基づく様式第8号の報告は、人事委員会に提出不要のため、作成していないため、（3）について当該期間中、じん肺法施行規則第37条第1項に基づく様式第8号の報告を作成していなかったためを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年4月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年9月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

対象文書の特定が不十分であることから、行政処分を取消し、公文書を特定し、当該文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

所轄労働基準監督署長を通じて徳島労働局長にじん肺健康管理実施状況報告の提出義務があることから、じん肺法上の労働基準監督機関としての徳島労働局への提出文書が不存在とすることは不合理である。すなわち、行政処分に記載された「公開請求を拒否することとした理由」の主張は、じん肺法及びじん肺施行規則の規定に抵触し、不合理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条では、公開請求を拒否できる場合の1つとして、同条第2号に「公開請求に係る公文書を保有していないとき」と規定している。今回の公文書公開請求書により指定されている平成29年1月1日から令和4年2月末日までの期間において、じん肺法施行規則に基づき健康管理の実施状況に関する報告義務がある作業場は、溶接に係る訓練を実施する〇〇の〇〇であると考えるが、当〇〇は当該報告書を作成しておらず、報告も行っていなかった。このため、当該報告に係る公文書は、公開請求を受けた時点において存在しておらず、条例第7条第2号に基づき、上記公文書公開請求拒否決定通知書に記載のとおり、「様式第8号の報告を作成していなかったため。」との理由により、公開の拒否を決定したものである。

なお、令和3年度のじん肺に関する健康管理の実施状況については、去る令和4年3月31日付けで作成し、徳島労働基準監督署長に報告した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年9月26日	諮問
令和5年6月15日 第2部会（第1回）	審議
同 年 7 月 2 0 日	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求について、実施機関は、これをじん肺法施行規則第37条第1項により報告する書類（以下「本件対象公文書」という。）と特定したが、本件対象公文書を作成していないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象公文書を作成しておらず、報告も行っていなかったと説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関には、本件対象公文書の提出義務があるから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理であると主張する。

実施機関の説明によると、じん肺法第8条の規定に基づく職員の定期健康診断は実施していたものの、その結果についての報告を行っていなかったとのことである。

以上を踏まえると、実施機関におけるじん肺法及びじん肺法施行規則に基づく事務の執行には適正さを欠くところがあったといわざるを得ないものの、本件対象公文書を作成していなかったという主張自体は不自然とまではいえず、本件対象公文書は作成されていないものと認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	

小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榎本 久実	税理士	

